

果樹共済(なし)



多様化する災害に備えて

埼玉県農業共済組合


備えの種を
まこう。

異常気象による災害の多様化、台風の大型化・・・

加入条件

●類ごとに5アール以上栽培している農家の方です。

※農家ごとに栽培するすべての園地を一括して加入することが必要です。特定の園地のみ加入することはできません。

類	群	品種	kg当たり価格
1類	1群	幸水、新水、筑水、愛甘水、あけみず	396円
2類	2群	豊水、長十郎	366円
	3群	彩玉	571円
3類	4群	新高、王秋、新興	338円
	5群	あきづき、南水、愛宕	494円

補償の仕組み

半相殺減収総合短縮方式では、組員ごとに被害園地の減収量の合計が加入者の基準収穫量の3割(4割、5割)を超える場合に共済金を支払う方式です。

支払開始割合（補償割合） ※加入者が選択できます		
3割（7割補償）	4割（6割補償）	5割（5割補償）



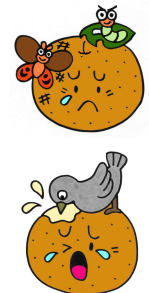
共済責任期間

発芽期 ～ 収穫期

●共済責任期間前や収穫後に発生した損害は補償対象外となります。

補償対象(共済事故の種類)

風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他気象上の原因による災害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、火災、病虫害及び鳥獣害による減収に対して共済金を支払います。



●農薬等による薬害や盗難、共済事故と断定できない損害などは補償されません。

共済金額（補償額）

補償額は、標準収穫量(平年収量)にKg当たり価額、補償割合を乗じて算出します。
※標準収穫量は、品種、樹齢、園地条件及び過去の被害状況等により設定されます。

●組合管内における補償割合7割とした幸水10アールあたりの試算例になります。

(例1)	加入方式	標準収穫量	Kg 価額	補償割合	共済金額
	半相殺短縮方式	2,000Kg	× 396円	× 70%	= 554,000円

※補償割合7割を選択した場合の試算例

(千円未満切捨て)

共済掛金

共済掛金は、共済金額（補償額）に危険段階別共済掛金率を乗じて算出します。（50%は国庫より補助されます。）なお、危険段階別共済掛金率は各組合員の過去の損害率により決定します。

(例2) ※例1の共済金額（補償額）を元に算出。

掛金の半分を国で負担します。

加入方式	共済金額	掛金率（標準）	掛金総額	農家負担分	農家負担掛金
半相殺短縮方式	554,000円	× 3.924%	= 21,739円	× 50%	= 10,870円

- 危険段階は毎年見直され、農家個々の損害率に基づいた危険段階別共済掛金率が適用されます。
- このほかに事務費賦課金（10アール当たり2,000円）が加算されます。
- 掛金等の納入については口座振替にて納入いただきます。

掛金の割引

……防災施設を設置している園地は、掛金が割引かれます。

割引率	防風網	防ひょう網	防鳥網	多目的網	防蛾灯	防霜ファン
	5%	30%	5%	50%	5%	5%



(例3) 多目的網を設置している組合員の場合 ※例2の農家負担掛金を元に算出。

加入方式	割引前 農家負担掛金	割引率	割引後 農家負担掛金
半相殺短縮方式	10,870円	50%	5,435円

ご注意 防災施設割引を適用した樹園地において、被害要因により対応する防災施設が設置されていない場合には、その事故に係る減収量は支払対象となりません。

共済金の支払い

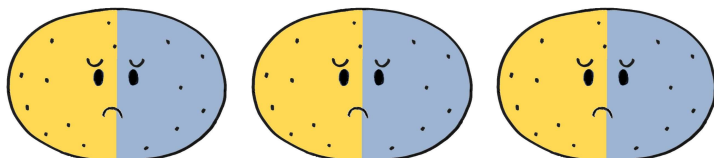
類区分ごと及び組合員等ごとに、共済事故による損害割合（減収）が3割を超えた場合に支払います。（7割補償の場合）

$$\text{支払共済金} = \text{共済金額} \times \text{共済金支払割合}$$

(支払例) 幸水で30アール（10アール×3園地）加入している農家の場合

※例1の共済金額（補償額）で算出。

（共済金額554,000円×3園地=合計共済金額1,662,000円）



3園地とも共済事故によって減収し、それぞれ損害割合50%となった場合

※損害割合に対する共済金支払割合一覧表

加入方式	損害割合	31%	41%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
半相殺方式(7割補償)	共済金支払割合	1%	16%	29%	43%	57%	71%	86%	100%

加入方式	共済金額	支払割合	支払われる共済金
半相殺短縮方式	1,662,000円	× 29%	= 481,980円

ご加入にあたっての重要事項

様式第1号の3 果樹共済

重要事項の説明書

この説明書は、「金融商品の販売に関する法律」の施行に基づき、農業共済事業に御加入いただくにあたり、加入者の皆さんに、農業共済事業の特徴やリスクを御理解いただくために作成したものです。

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと組合と国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、次のような場合には共済金等の全額または一部が支払われないこと又は共済関係を解除することがありますので、御了解のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき管理やその他損害防止を怠った場合。
- (2) 損害防止のために特に必要な処置の指示に従わなかった場合。
- (3) 共済目的の譲渡し、伐倒又は高接ぎ、共済目的が他の類区分に該当することになる栽培方法の変更、収穫共済の共済関係について全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択する場合にあっては、果実の出荷計画の変更の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合。
- (4) 共済事故の発生及び共済金の支払を受けるべき損害があると認められるときに、遅延なく農業共済組合への通知を怠った場合。
- (5) 当該申込みの際、共済目的の種類、樹園地の所在地及び面積並びに果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数、事故が発生している場合又はその事故の原因が生じている旨を、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をした場合（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (6) 正当な理由がないのに、組合員負担共済掛金の分納において、第2回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅延した場合。
- (7) 栽培方法に応ずる区分が定められた果樹について、組合員が引受区分以外の栽培方法に変更した結果、生じた損失の額。
- (8) 植物防疫法により、移動が禁止されている植物等を持ち込んだことによって生じた損失の額。
- (9) 農業共済組合の財務状況によっては、お支払いする共済金が削減されることがあります。

農業共済事業は、農業保険法に基づき農業経営の安定を図るべく実施されている事業です。以下、農業共済事業を御紹介いたします。

- 農作物共済（水稲・陸稲・麦）
- 家畜共済（牛・馬・豚）
- 果樹共済（なし・ぶどう）
- 畑作物共済（大豆・スイートコーン・茶・蚕繭）
- 園芸施設共済（特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物）

この重要事項の説明書の了承は、加入申込書兼変更届出書の提出をもって、御了承いただく旨よろしく願います。

【お問合せ先】			
本所	〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340 TEL 048-645-2141 FAX 048-645-2144	本庄支所	〒367-0046 本庄市栄3-8-20 TEL 0495-21-0255 FAX 0495-22-1587
中部統括支所	〒350-0011 川越市大字久下戸3523-1 TEL 049-235-8711 FAX 049-235-8713	秩父支所	〒368-0013 秩父市永田町1-8 TEL 0494-22-0647 FAX 0494-23-0689
東松山支所	〒355-0035 東松山市大字古凍28-1 TEL 0493-22-0655 FAX 0493-22-0840	東部統括支所	〒361-0012 行田市大字下須戸913 TEL 048-559-1588 FAX 048-559-1578
上尾支所	〒362-0005 上尾市大字西門前523-1 TEL 048-779-6911 FAX 048-779-6917	宮代支所	〒345-0831 南埼玉郡宮代町大字須賀700-1 TEL 0480-32-1015 FAX 0480-32-5432
北部統括支所	〒360-0843 熊谷市三ヶ尻322 TEL 048-533-8030 FAX 048-533-8040	越谷支所	〒343-0011 越谷市増林2-82 TEL 048-965-7251 FAX 048-965-7252